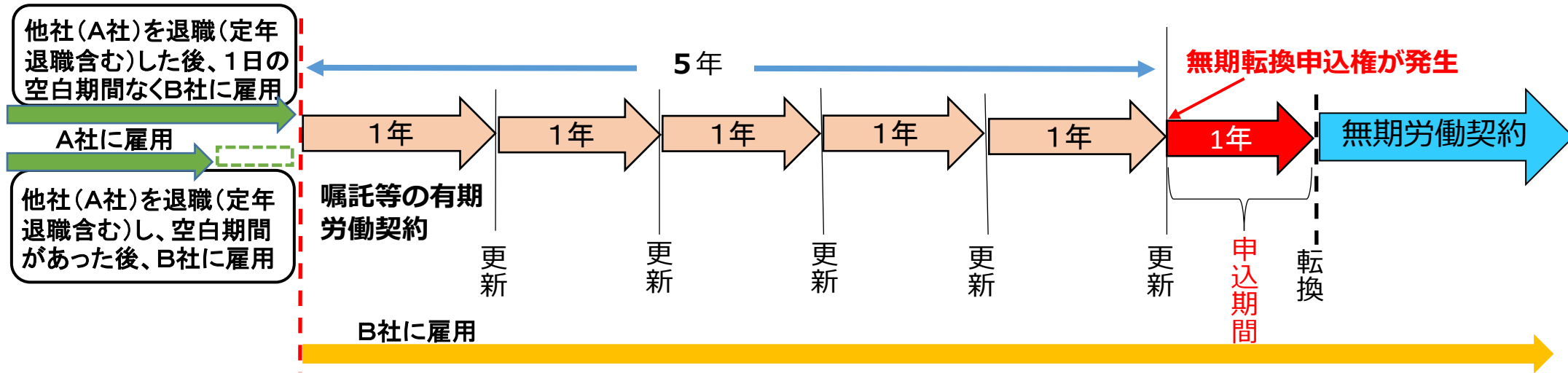


以下の場合、有期雇用特別措置法の**特例の対象とはなりません**

◇他社（A社）を退職（定年退職含む）した後、嘱託等の有期契約労働者として新たにB社に雇用される場合（※A社、B社は親子関係ではない法人）



◇有期契約労働者として雇用された者が、正社員等（無期契約労働者）の定年年齢を超えて、引き続き有期契約労働者として雇用される場合

